

鹿屋体育大学保健管理センター規則

		〔昭和 6 3 年 5 月 2 5 日〕 規 則 第 9 号
改正	平成 3 年 3 月 2 0 日 規 則 第 3 号 平成 4 年 2 月 2 0 日 規 則 第 6 号 平成 7 年 7 月 2 1 日 規 則 第 4 号 平成 1 5 年 3 月 3 1 日 規 則 第 2 1 号 平成 1 6 年 4 月 1 日 規 則 第 4 8 号 平成 1 9 年 3 月 2 2 日 規 則 第 2 8 号 平成 2 3 年 3 月 2 2 日 規 則 第 1 5 号	平成 2 4 年 6 月 4 日 規 則 第 1 5 号 平成 3 0 年 3 月 2 9 日 規 則 第 3 4 号 令和 8 年 2 月 1 3 日 規 則 第 7 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成 1 6 年規則第 1 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づき、鹿屋体育大学保健管理センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 センターは、学生及び職員の保健管理並びに健康増進に関する専門的業務を行い、心身の健康の保持増進を図るとともに、学生の修学、生活等の相談を行うことを目的とする。

（業務）

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健管理並びに健康増進に関する実施計画の企画立案及び調査研究に関すること。
- (2) 心身の健康並びに精神衛生に関する相談、助言及び指導を行うこと。
- (3) 健康診断の実施及び事後処理に関すること。
- (4) 学内における傷害事故等に対する救急措置を行うこと。
- (5) 学内の環境衛生並びに伝染病の予防に関する助言及び指導を行うこと。
- (6) 学生支援室の業務に関すること
- (7) その他保健管理に関する専門的業務を行うこと。

（組織）

第 4 条 センターに所長を置く。

2 センターに次の職員を置くことができる。

- (1) 教授、准教授、講師又は助教
- (2) 学校医
- (3) 技術職員
- (4) その他学長が必要と認める職員

- 3 所長は、本学の教授又は准教授をもって充て、センターの所務を掌理する。
- 4 所長の選考については別に定める。
- 5 第2項に定める職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員会)

- 第5条 センターの運営に関する重要事項については、鹿屋体育大学常任委員会等規則（平成16年規則第12号）第3条に定める学生委員会のもとに置く保健管理センター専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審議する。
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

- 第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(事務)

- 第7条 センターに関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、昭和63年5月25日から施行する。

附 則（平3. 3. 20規則第3号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平4. 2. 20規則第6号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平7. 7. 21規則第4号）

この規則は、平成7年7月21日から施行する。

附 則（平15. 3. 31規則第21号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第5条第2項第4号の委員で、講座からの選出により現に任命されている者については、当該号に基づく系からの選出により任命されたものとみなす。

附 則（平16. 4. 1規則第48号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平19. 3. 22規則第28号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平23. 3. 22規則第15号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24. 6. 4規則第15号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平30. 3. 29規則第34号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令8. 2. 13規則第7号）

この規則は、令和8年2月13日から施行し、令和7年4月1日から適用する。